

## 相楽東部広域連合子育てのための施設等利用給付に関する規則

令和2年3月2日

教委規則第1号

幼稚園就園奨励費補助金交付に関する規則（平成21年4月1日教委規則第19号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 相楽東部広域連合子育てのための施設等利用給付については、この規則に定めるところによる。

（準用）

第2条 子育てのための施設等利用給付に関することについては、別に定めがあるもののほか、和東町子育てのための施設等利用給付に関する規則（令和元年和東町規則第10号）を準用する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。